

# ■ 当座預金（一般）

2020年4月1日 現在

商品名	当座預金	
販売対象	法人および個人の方。	
期 間	期間の定めはございません。	
預入方法	預入方法	随時預入
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法	小切手・手形が支払いのため呈示されたときに支払います。	
利 息	この預金にはお利息はつきません。	
手 数 料	小切手・手形用紙の発行には、所定の手数料がかかります。	
付加できる特約事項	・ 別途、当座貸越契約を結ぶことにより、預金残高を超える払い戻しについて当座貸越としてご融資いたします。	
期限前解約時の取扱い	_____	
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>苦情処理措置</b>            ご契約内容や商品に関する苦情等は下記の窓口をご利用ください。  <b>【窓口：兵庫ひまわり信用組合総務部】 078-631-7764</b>            受付日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関の休業日は除く）            受付時間：午前9時～午後5時            なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。            ホームページアドレス <a href="https://www.h-himawari.com">https://www.h-himawari.com</a> </li> <li>・ <b>紛争解決措置</b>            東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）            第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）            第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）            で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。            なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申出については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。           <ol style="list-style-type: none"> <li>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</li> <li>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> </ol>           ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。            <b>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</b>            受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）            受付時間：午前9時～午後5時            電 話：03-3567-2456            住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5         </li> </ul>	

**その他参考となる事項**

- ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。
- ・ 預金保険制度の対象預金であり、全額保護されます。